

平成31年度 島原市「地域おこし協力隊員」募集要項

これからの新しい「しまばら暮らし」プロジェクト

「しまばらで暮らす価値」、「しまばらで働く価値」、「しまばらでいきる価値」の提案・実現をしてみませんか？

島原市は、「市民目線に立った、オンリーワンの島原市」をスローガンに掲げ、官民の垣根を越え、市民力を集結し、住民の声が届く個性を活かした地域づくりを行っています。

本市は、背後には雲仙普賢岳、前面には有明海という雄大な自然、歴史や文化に恵まれ、島原城をはじめとする美しい景観や豊かな湧水、住みやすい風土、美味しい食材など、人々を魅了するたくさんの要素があふれるまちです。

また、本市の位置する島原半島は、平成21年8月に「世界ジオパーク」に日本第1号で認定されました。ジオパークとは地球の歴史を学び感じることができる自然公園であり、地形や地質に限らず、湧水や土地といった大地の恵みと人々のかかわり（歴史・文化）も含まれます。

このように豊富な資源に恵まれている本市ではありますが、雲仙普賢岳噴火災害以降、観光客が減少し、今も地域経済は停滞しています。また、全国の地方と同様に、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手不足が年々深刻な問題となっています。

そこで、本市の地域力の維持・強化をはかるために、地域の方々と一緒になって地域おこし活動に協力していただける意欲あふれる新たな担い手を募集します。現在、島原市では、3人の地域おこし協力隊が元気に活動しています。彼らと一緒に、島原を元気にしませんか？

今回は、「これからの新しい『しまばら暮らし』プロジェクト」に従事いただく方を募集します。

1. プロジェクトの概要 これからの新しい『しまばら暮らし』プロジェクト

日本の名水百選にも選ばれる島原湧水群は雲仙普賢岳で育まれた湧水が50ヶ所以上の場所から湧き出し、地域住民の暮らしを支えています。また城下町として栄え日本の百名城にも選ばれる島原城や趣あふれる武家屋敷など歴史あふれる観光地である島原市。

また、国立公園「雲仙」や有明海などの豊かな自然にも恵まれた「訪れてよし、住んでよし」の町です。

そのような島原市への移住定住の促進ならびに関係人口の創出を図るため、地域おこし協力隊自らが自身のライフスタイルを島原で実践しながら、「しまばらで暮らす価値」、「しまばらで働く価値」、「しまばらでいきる価値」を見出し、地域住民や地域団体、企業などと連携しながら、新しい島原の暮らし方の提案、実現を目指して活動していただきます。

期間終了後は、島原市に事務所を構え独立して起業することも可能で、市もあなたの起業、定住に向けて全面的にバックアップします。

○活動例

- ・移住促進、関係人口の創出に関する施策の企画立案、展開
- ・移住促進、関係人口の創出に関する地域の情報発信
- ・地域住民と移住者等の交流促進
- ・お試し住宅の管理、運営
- ・空き家（古民家等）活用
- ・関係人口の創出
- ・移住相談の対応
- ・その他、関連する業務

2. 募集の概要

① 募集人数

地域おこし協力隊員 1名

② 応募条件 以下のすべての項目に該当する方

- (1) 年齢は問わない
- (2) 申し込み時点で3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村。）に居住する方で、任用後に島原市内に住民票を異動できる方 ※詳しくはお問い合わせください
- (3) 心身がともに健康で、かつ誠実に職務ができる方
- (4) 地域おこしに意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
- (5) 普通自動車免許（AT可）を有している方
- (6) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方
- (7) 隊員としての任用終了後、培った人脈や技能を活かし、本市に定住・定着する強い意志のある方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠落条項に該当しない方

③ 勤務地

島原市役所 (<http://www.city.shimabara.lg.jp/>)

④ 勤務時間

週37時間30分程度

- ・勤務1日7時間30分（8時30分～17時00分）、月曜日から金曜日までの週5日勤務を基本とする。
- ・活動内容によっては、夜間、土、日、祝日に勤務することもあるため、上記を基本にして変更可能。

⑤ 雇用形態、任用期間

- (1) 島原市の一般職非常勤職員として任用します。
- (2) 任用期間は、令和元年9月ごろ（予定）から令和2年3月31日までです。（採用された日から起算して最長で3年間勤務可能です。ただし、毎年3月に継続任用について判断します。）

⑥ 賃金等

月額21万円

退職手当、期末手当及びその他の手当の支給はありません。

⑦ 福利厚生等

(1) 社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入します。

(2) 活動に係る車両、燃料、パソコン等事務用品等の経費は、予算の範囲内で市が負担します。

※活動以外の日常生活では、買い物等に自家用車等の移動手段が必要不可欠です。自家用車等の持ち込みをお勧めします。

⑨ 応募手続

(1) 応募受付期間

令和元年8月2日（金）【必着】まで郵送で受け付けます。

なお、提出された書類は返却いたしません。

(2) 提出書類

応募用紙に住民票を添付し、下記まで郵送でお申し込みください。

⑩ 選考方法

(1) 第一次選考【書類選考】

書類選考を行い、8月上旬を目途に結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第二次選考【面接】

一次審査の合格者を対象に、8月下旬を目途に面接（島原市を予定）を行います。

※詳細は、一次審査結果の通知の際にお知らせします。

※第二次選考に要する旅費は個人負担です。

⑪ 現地見学会

現地見学会は、随時対応します。担当職員が、募集概要の説明、市内見学等ご案内します。詳細は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

なお、島原市までの旅費、宿泊費等は、本人負担となります。

⑫ その他

引越費用（本市への転入・本市からの転出）は本人負担です。

また、住居については物件の情報提供程度は可能ですが、本人で探していただきます。

その他、ご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先にご連絡ください。

3. 応募・問合せ先

〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4

島原市 市長公室 政策企画課島原ふるさと創生本部

担当：下田

TEL：0957-62-8012（直通）

FAX：0957-62-8115

E-Mail：seisaku@city.shimabara.lg.jp